

裁判員経験者の意見交換会議事録

福井地方裁判所

1 日時

平成30年3月12日（月）午後3時から午後4時30分まで

2 場所

福井地方裁判所第1会議室（3階）

3 出席者

司会者 渡 邊 史 朗（福井地方裁判所刑事部部総括裁判官）

裁判所 熊 谷 大 輔（福井地方裁判所刑事部裁判官）

同 小 出 成 泰（福井地方裁判所刑事部裁判官）

検察庁 木 下 啓（福井地方検察庁検事）

弁護士 端 将一郎（福井弁護士会）

裁判員経験者 1番～5番 5人

4 議事概要

司会者挨拶

（司会）

それでは、意見交換会を始めます。本日は、お忙しい中、お運びいただきましてありがとうございます。本日の意見交換会の司会をさせていただきます、福井地方裁判所で裁判長をしております渡邊と申します。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度は平成21年5月から開始され、当庁においても、既に50件以上の裁判員裁判が行われています。皆様を含め、これまで多くの方に裁判員裁判に参加していただくことができました。昨今では、ドラマ等においても裁判員に関するテーマが取り上げられ、少しずつ定着してきているものと思いますが、始まって10年にも満たない制度であるため、皆様から貴重な意見を頂戴して、これからの運営につなげていきたいと思っています。

本日の意見交換会では、裁判員を経験された皆様から、裁判員選任の手続、あるいは、実際に裁判に立ち会っていただいた中での審理、評議、判決などについて

て、裁判員を経験してよかったと思われたことはもちろん、不安に感じたこと、改善をした方がよいと思われたことなど、率直な御意見や御感想を自由に御発言していただき、その意見を他の方々にもお伝えしたいと考えています。また、本日は、検察官、弁護士や他の裁判官も立ち会っておりますが、皆様の御意見をお伺いして今後の運用の参考にさせていただきたいと考えています。どのようなことでも結構ですので、忌憚なく御意見をいただければと思います。

裁判員経験者の簡単な感想，印象

(司会)

最初に、本日おいでいただいた裁判員経験者の皆様がどのような事件に立ち会われたのかを熊谷裁判官，小出裁判官から紹介させていただき，それに続いて，皆様から立ち会われた事件についての感想や印象をお伺いします。

(熊谷裁判官)

1番の方が経験された事案は，被告人が平成25年5月から平成28年1月にかけて，強姦既遂1件，強姦未遂3件，強制わいせつ致傷1件，暴行1件に及んだという事案で，被告人の各犯行態様には争いがなく，量刑が争点でした。

(1番)

量刑について自分が考えていることが，判断材料となる判決事例や検索データから外れやすいという印象でした。日頃考えていることからなるべく忠実に考えようとするのですが，どうしても外れやすく，そこが難しいというのが印象です。量刑の考えが，個人個人みんな違うところがあるので，それをすり合わせていくのも難しかったという印象です。

(熊谷裁判官)

2番の方が経験された事案は，被告人が被害者にわいせつな行為をした後，強姦しようとしたが未遂に終わり，強姦の意図が生じた前後いずれかの暴行によって被害者に全治約2日間の傷害を負わせたという強姦未遂，強制わいせつ致傷の事案です。被害者が負った傷害が強制わいせつ致傷罪という致傷に当たるか及び量刑が争点で，最終的に刑の一部の執行を猶予するという判決がなされています。

(2番)

裁判そのものについては全く分からない素人なので、未遂ということがあまりよく分かりませんでした。量刑をどのようにしたらよいのかということに、若干加害者に重きが置かれているのかと思いました。未遂といっても、被害女性が負った精神的な傷、心の傷という部分は見えにくく、それがどうだったのかと数日は思いました。

(小出裁判官)

3番と4番の方の事案は、被告人が、車を走行させるに当たり、最高速度が時速50キロメートルと指定された右カーブを進行したところ、対向車線に車を暴走させ、対面進行してきた被害者運転の二輪車に自車を衝突させ、被害者を死亡させたという事案です。検察官は、被告人が対向車線に車を暴走させたのは被告人車両のスピードが時速75キロメートルから時速80キロメートルという制御困難な高速度であったためとして危険運転致死罪に当たると主張しました。これに対して被告人側は、当時、被告人車両は時速70キロメートル前後のスピードしか出ておらず、制御困難な高速度には当たらないと主張し、危険運転致死罪は成立せず、過失運転致死罪が成立するに留まると主張しました。

そのため、この事件の争点は、事故当時の被告人車両のスピードとそのスピードが制御困難な高速度に当たるか、加えて被告人に危険運転の故意があったかの3点でした。

公判では、被告人車両のスピードを明らかにするため、シミュレーションソフトを用いた速度鑑定やその信用性を専門家証人が供述するための証拠調べが行われました。

(3番)

裁判員の中では私が一番高齢だったことから、何か役に立ったのかということの後々思い、反省するところでした。余計なことを言ってしまったのではないかとかいろいろなことを思いましたが、若い方の中に入って一緒に議論したことは、いい経験をしたと思います。審理では、被告人や被害者それぞれの話を聴いていると双方とも気の毒に思えてなりませんでした。特に被告人については、若い方であり、両親も法廷にきて、早く車を与えてしまったことを非常に悔やんでおら

れたし、同じ子を持つ親として気の毒に思いました。被害者については、大黒柱を無くしたということで家族が失意を感じておられ、非常に気の毒に思えました。いつかは自分にかかってくることもあるのではないかと思い、気が引き締まりました。

(司会)

双方の立場に立って、気持ちを入れすぎないようにしつつ、考えることの難しさということですか。

(3番)

はい。

(4番)

裁判員裁判となる事件は何種類かあると思いますが、その中では最も関わりたくない事件だと思いました。その理由は、人が亡くなっているという点と、どちらの立場にもなりうるという点で関わりたくないと思っていました。しかし、私が考えたことや疑問に思ったことは積極的に発言していきたいと思って、裁判に臨みました。裁判員裁判は初めての経験だったので、貴重な体験だったと思います。

(小出裁判官)

5番の方の事案は、男性の被告人が、同棲関係にあった被害者の女性の方に浮気を問いただすなどしたところ、かつて被害者が中絶した子どもが被告人との間の子ではなかったかもしれないなどと言われて激昂し、顔面を平手で数回突いたり、上半身を手で突き飛ばしたり、胸部や腹部等を踏みつけたり蹴りつけたりするなどの暴行を加え、被害者を死亡させたという傷害致死事案です。傷害致死罪が成立することは当事者に争いがなく、争点は主に量刑でした。

(5番)

人が一人お亡くなりになっていることから、そのような事案を裁くことに私達が関わっていいのかという不安が最初にありました。私も結婚しているのですが、男女の関係ということで、自分が思うことをたくさん話したことを記憶しています。とても貴重な体験をさせていただいたと思っています。

(司会)

皆様ありがとうございました。

これから裁判の感想をお聞きしますが、裁判の手続の流れに従いながら順番に御意見等を頂戴できればと思います。

選任手続について

(司会)

皆様は普段の生活をされている中から裁判員に選ばれることとなりましたので、まず、裁判員に選任されることから御感想をお伺いします。特にお伺いしたいのは、御家庭の理解とか仕事の調整という面で何か難しかったこと、苦勞されたりしたことなどが無かったかということです。その辺りの率直なところをお聴かせください。

(5番)

私の仕事は介護職なので、平日に休みがあることが多いため、その辺りは全然影響はありませんでした。どのように休みを取ったらいいのか総務の人に相談したところ、職場で裁判員に選ばれたのは私が初めてだったようですが、いろいろ調べてくれました。

(司会)

裁判に来られている間は、他の人に代わっていただいたということになりますか。

(5番)

そうです。

(司会)

その辺りで御苦勞はありませんでしたか。

(5番)

介護職なので順番に入ってもらいました。

(4番)

私の仕事はシフト制なのですが、早い段階から決まるかもしれないということを上司に相談していたので、私がいなくても大丈夫なように予定を組んでくれま

した。上司からも「前もって言ってくれていたから大丈夫だった。」と言ってもらいました。

(司会)

いつぐらい前ならいいとか、これくらい近いと困るとかありますか。裁判員に選ばれるかもしれませんがという予告は、大体6週間から2か月くらい前にお伝えしていると思いますが、それくらいの期間であれば大丈夫だということですか。

(4番)

早ければ早い方がいいとは思いますが、ぎりぎり大丈夫な期間だと思います。

(司会)

お二人から仕事の関係では問題なく参加できたという話でしたが、例えば、このような点が良くなると他の方も参加しやすくなるということで思いつくことはありますかでしょうか。

(1番)

私の場合、仕事でも家庭でも理解は得られたので問題はなかったのですが、同じ事案で裁判員をされた方の中には少し御苦勞もあったと聞いています。その辺りは、裁判所の方から勤務先にお口添えをいただけると、業務の面という意味ではスムーズに運びやすいのではないかと思います。

(3番)

家族からの理解に問題はなかったのですが、家族からは、えらく真面目に行っているとか役に立っているのかと言われました。会社に勤めている方も選ばれることがあると思いますが、やはり会社というものがあればなかなか来づらいものがあるのではないかと思うので、その点の御配慮をしていただけるといいと思います。

(司会)

担当された事件によって、裁判所にお越しいただく期間の違いはあると思いますが、その期間は長かったと思われたでしょうか、適切だと思われたでしょうか。

(2番)

適切だったと思う。

(司会)

御自身として負担を感じたことはありますか。

(2番)

負担は全くありません。国民の義務だと聞いているので、選ばれた以上は、今日の意見交換会も含めてきちんとしなければならないと思っています。

(司会)

お仕事を休んでいただいた方で、裁判にお越しいただくための日数の問題として負担感はどのようなものでしたか。

(4番)

私の場合はちょうどそのときの状況が良かったのですが、違う状況のときだったら不都合だったかもしれません。状況がいいときだったので負担感はありませんでした。

裁判の内容から言っても、あの日数は仕方がないと思います。

(司会)

次に、裁判員に選任されたときの感想はどのようなものでしたか。

(1番)

市町村の選挙人名簿から候補者として選ばれる確率が意外と高いのかなと思いました。五、六千人分の1くらいで選ばれると、その当時お聞きしていましたが、福井県くらいの市町村であれば意外と候補者として当たる確率は高いのかなと。その中で更にあの人数から絞り込まれることを考えると、正式に裁判員になる確率は高いのかなと思います。

(司会)

選ばれた瞬間に不安は感じられましたか。

(1番)

今までとは全然違う、自分が経験したことのない世界なので、判断できるのかという不安はありました。今までの考えを持ち込んで考えることができるのか、新しい土台を一から構築して考えなければならないのかという不安は確かにありました。

実際に始まってみると、意外と自分の考えも織り込みつつ、軌道修正が必要なところは裁判官にその場その場で修正していただいたので、実際に審理をしている中では、選ばれた瞬間に思った不安はそれほど感じる必要がないと感じました。

(司会)

会社でお仕事をされている方に、事前に裁判員としてお越しく下さいという御連絡の封筒の中に職場向けの書類が入っていた方がよいかお聴きしたいのですが、どう思いますか。

(4番)

私は会社勤めではありませんが、私の職場は理解があるところなので、あってもいいのかなとは思いますが。

(司会)

無ければ御自身で説明しなければならないこととなると思いますが、その辺りはいかがですか。

(5番)

一つあるとスムーズに行くと思います。

審理について

(司会)

次に、実際皆様に立ち会っていただいた裁判員裁判の審理について、御意見、御感想をお聴きしたいと思います。初めは、被告人の名前などを確認した後で、起訴状が読み上げられて、その起訴状の内容について被告人や弁護人から、間違いはないとかここは争うことになるとかというやりとりがあったと思います。その後、検察官と弁護人からこの事件で自分がどのような主張をするのかについて冒頭陳述という手続があったと思います。その後、実際の裁判の資料になる証拠を取り調べ、被告人の話も聞いた後、論告、弁論という最終的な当事者の意見を聴いて手続が終わったと思います。

裁判員裁判では、一般の方にお越しいただくということで、検察官、弁護人、裁判官も含めて、それぞれが分かりやすい審理になるように、様々な努力をしておりますが、実際に参加していただいて、分かりやすかったかどうかという観点

から、ここが分かりやすかったとか、ここは改善の必要があるなどと思われることがありましたら、是非、お聴かせください。

手続の順番に従ってお聴きしたいと思いますが、まず、冒頭陳述からお聴きしたいと思います。

まず1番の方にお聴きしますが、事件がたくさんあるということで、初めに全体的な冒頭陳述があり、その後、途中で追加の冒頭陳述があったと思いますが、この辺りの進め方、作り方としていかがでしたでしょうか。

(1番)

起訴事案が複数件あり、それぞれについて冒頭陳述がありましたが、言葉は専門用語ではなく日常会話に近いようにまとめていただいていたので、内容的には分かりやすいものだったと思います。ただ、やはり、未遂とかは、成立しているのか成立していないのかという線引きをもう少し明確にしてもらうような表現があればよかったと思います。

(司会)

先ほど2番の方は、未遂というのが一般的に分かりにくいということでしたが、もう少し説明があった方がよかったということですか。

(2番)

その後の説明でよく分かりました。細かな線引きをしているのは後で説明を受けてよく分かりました。分かりやすい説明でした。私が言いたいのは、被害者の怪我の程度は何とか分かると思いますが、心の部分、精神的な部分で現在どのような容態なのかが審理している時点でよく分からなかったということです。

(司会)

2番の方の経験された事件は、性犯罪であるため被害者の方は法廷にはお越しただかずに、捜査段階で作られた被害者の供述調書が読み上げられたのだと思いますが、分かりにくかったというのはその辺りのところですか。直接お会いしていないというところですか。

(2番)

直接会う必要はないと思います。そういうことではなく、怪我がほとんど治っ

てきているということは分かるのですが、心の方の傷がどの程度癒えているのかということが、冒頭陳述でも述べられていないので分からなかったということです。元気であるならばそれでいいのですが、精神的に不安定になっていることもあるのではないかと思います。

(司会)

3番と4番の方が担当された事案は、危険運転致死と通常の過失運転致死とが争われましたが、初めに説明を受けて法律的にどう違うのかをすぐに理解することはできましたでしょうか。

(3番)

理解できました。結果として死亡事故を起こしている以上は、危険運転だなど思いましたし、弁護人や検察官の言うことも分かりました。証人である科捜研の鑑定人の説明もいろいろありました。

(4番)

法律の違いは分かります。危険運転致死罪ができた経緯も分かっています。ただ、それが刑的に違うだけというのは分かりやすかったのですが、自分がもし刑を受けたときに年数が同じ1年だったとして、それで変わってくるのかという説明はなかったもので、その辺は未だに分からないです。

(司会)

その二つの刑の幅は当然違っているのですが、具体的に何がどう違うのか難しかったということですか。

(4番)

罪名は違っていても、結果は同じという可能性もあるので。それでも大体のことは分かります。

(司会)

次に、皆様は証拠の内容を聴いていただいたと思いますが、それが分かりやすかったかについて伺いたいと思います。

5番の方は、人がお亡くなりになられた事件で、被害者の方の情報として怪我をされたことについて写真までは見ずに、イラストが映されたものを法廷で御覧

いただいたと思いますが、実際に写真を見た方がよかったのか、見なくても十分だったのか。あるいはイラスト自体が分かりやすかったのか分かりにくかったのかということでも結構ですが、それについて御感想はありますでしょうか。

(5番)

事前に、このような裁判員裁判になってからそういう資料を見て、気分が悪くなったということを聞いたことがあるので不安だったのですが、仕事上、傷などをよく見ることもあり、私自身は大丈夫でした。この点に関しては、丁重な配慮がされており、図で示されていたので分かりやすかったし、他の方も大丈夫だったのではないかと思います。

(司会)

写真ということになると、辛いかもしれないということでしょうか。

(5番)

そういう方もいらっしゃると思います。

(司会)

怪我がどのようにできたかということについて、医者からの説明というか調書が読み上げられたかと思いますが、覚えていますか。

(5番)

覚えています。分かりやすく理解できました。

(司会)

今、医者の説明について話をさせていただいたので、そのような専門的な話ということになりますと、3番と4番の方が担当された危険運転致死の事件では、スピードに関する鑑定の話で普段使わない物理の話も出てきたと思いますが、証言を聴いて分かりやすいものでしたでしょうか。

(3番)

分かりやすかったです。

(4番)

私は理系なので、ある程度は分かりました。

(司会)

3番の方と4番の方の事件は交通事故ということで事故現場がありますが、事件の中で出てきた証拠としては、現場に関する図面と、検察官が提出した実際に現場を走行したビデオから現場の状況を把握していただいたと思いますが、現場の状況は十分に把握できましたか。分かりやすかったですか。

(3番)

分かりやすかったです。一度通ったことがある道なので分かりました。

(4番)

私は一度も通ったことが無い道で、あのビデオは無いよりはあった方がいいと思います。ただ、その後一度同じ道を通ってみたのですが、事故現場の道とは分かりませんでした。

(司会)

後から考えてみると、実際に現場に行ってみるというのもあったかもしれないということですか。

(4番)

そうです。

(司会)

1番の方の事案は、事件が複数あり、それぞれについて証拠があるので、どれがどの事件の証拠か難しいということはありませんでしたか。

(1番)

それはありました。これだけ複数の起訴がありますと1件、2件でじっくり考えるわけではなく、一つずつを考える時間も短くならざるを得ないということがありますので、そういう意味では評議をする時間がもう少し、あと1日くらいあってもよかったですと思いました。

(司会)

裁判所の法廷にはモニターや書類を映すカメラがあり、それを使っていたと思いますが、ハード面の媒体として、マイクが使いにくい、画面が見にくい、字が小さいなどはありませんでしたでしょうか。

(1番)

法廷が広いのでマイクにエコーがかかるところがあり、残響の多い音質になってしまい聞きづらいときがありました。例えば、被告人の声が小さいと聞き取りづらいことがありましたので、もう少し残響の少ない感じでボリュームが上がっていると分かりやすかったのかなと思います。

(司会)

被告人の声の大きさによっては聞き取りづらい場面があったということですか。

(1 番)

はい。

(司会)

証拠の内容を聴いていただいて、最後に、検察官や弁護人からそれぞれの事件についての意見を述べる論告、弁論という手続があったと思います。検察官も弁護人も皆様の手元にペーパーを配り説明を行ったと思いますが、その情報量や分かりやすさという点ではどうでしたでしょうか。

(2 番)

特に分かりにくいということは無かったと思います。

(5 番)

質問のところだったと思いますが、白紙のメモ用紙があり、自分で書くのだなと思ったことがありましたが、質問は事前に分からないものなのでしょうか。

(司会)

例えば、証人尋問や被告人質問で、あらかじめこういう質問をしますという項目立てたペーパーがあればよかったということですか。

(5 番)

はい。聞き取りが追い付かない部分があったので。

(司会)

主張、立証の点で、検察官や弁護士の方から御質問したいことはありますか。

(検察官)

2 番の方が担当された事件に私は関わっていないのですが、被害者の方の現状がよく分からなかったということだと思います。その御趣旨は、読み上げられた

被害者の供述調書は、被害に遭われて少ししてから検察官が聞いた内容であり、それから裁判まで少し時間が経ってしまって、その間の経過が分からないが、その辺りも自分の考えの中では大事なところだったということでもよろしいですか。

(2番)

そうです。

(検察官)

意見陳述として被害者の後々の状況が出ればいいのかもかもしれませんが、この事案がそうでなかったところ、検察官の立証が尽くせていなかったのではと思い、非常に勉強になりました。今後の参考にさせていただきたいと思いました。

また、メモ用紙については、証人の一言一句は難しいのかもかもしれませんが、大体のテーマとしてどのようなことを聴くかというレベルのものでもよろしいのでしょうか。

(5番)

はい。

(検察官)

その点についても課題としていきたいと思います。ありがとうございました。

(弁護士)

冒頭陳述もそうですが、ペーパー以外の論告、弁論、検察官の主張あるいは弁護人の主張は分かりやすかったでしょうか、分かりにくかったでしょうか。特に論告、弁論は30分近くになることもあると思いますが、その辺りを伺えればと思います。

(裁判員経験者全員)

分かりやすかったと思います。

評議について

(司会)

審理の話が一通り終わりましたので、今度は、皆様に加わっていただいた評議、判決などについてお伺いしたいと思います。

評議は、話しやすい雰囲気での自分の意見が言いやすかったかどうかという観点

からお尋ねしますが、5番の方はいかがでしたか。

(5番)

とても話しやすかったですし、私が何気なく言ったことでも裁判官に拾っていただいて、それについても話し合うことができました。何についてまず話し合わなくてはいけないかを出していただいて、それに沿って話合いがきちんとできていたと思います。

(2番)

話しやすい雰囲気でしたし、ちょっとした問いかけのタイミングもよかったと思います。裁判官からはちょっとした身近な事例を挟んでもらったので話しやすかったです。

(司会)

被告人をどういう刑にするかということを経験的に考えていただいたと思いますが、その刑を決めるにあたって、裁判官の方から刑を決める一般的な考え方、枠組みのようなものを説明したのではないかと思います。具体的に言いますと、刑というのは具体的に行われた犯罪行為に見合った責任を取ることが中心であり、被告人の反省や更生できるかといったことは予測するのが少し難しいところもあたりるので、犯罪行為に見合った責任という枠の中で、少し刑を左右する事情になるという説明だったかと思いますが、その辺りを聞いていただいた感想として、難しかったとか、一般からするとなかなか理解するのが難しいといったことはありましたでしょうか。

(1番)

参考として、過去の判例を元にこれくらいの事案だとこれくらいの量刑が多いですといった事例を出してもらえたことは、量刑を決める上で非常に参考になりました。

(3番)

考え方は分かりやすかったです。判例を中心に非常に分かりやすい判断材料だったと思います。

(司会)

お二方からのお話は、量刑検索システムのグラフなどを御覧になったり、少し個別の事例を紹介したのが参考になったりしたという話だと思いますが、1番の方から最初に感想をいただいたところからしますと、それを見て、元々御自身が持っている感覚と比べて悩まれたということだと思いますが、グラフなどはあった方がよいと思いますか。

(1番)

判例や事例はあった方がいいのかなと思います。逆に言うと、そこから外れた判決にはしにくいと思えたことはどうなのかなと個人的には感じましたが、量刑を決める上では、量刑検索システムは有効なツールだと思います。

(司会)

事案によって時間のかけ方は違うと思いますが、評議の時間のかけ方としてはどうでしたでしょうか。

(5番)

ちょうどよかったです。

判決について

(司会)

皆様と議論をさせていただいた後、裁判官が判決という形でまとめさせていただいて、判決宣告をすることになりますが、判決の内容を御覧いただいて、皆様の議論していただいた内容が十分に反映されていたかということをお聴きしたいと思います。自分達の議論が十分に反映されていた判決になった、あるいは、ここをこうするともう少し判決はよくなるのではないかといった御感想はありますか。

(2番)

素人であり法律に疎い中で、私自身の常識的な考えですけど、事案の内容からして未遂というのはどうなのかということがちょっと反映されていないのかなと。あとは、量刑については、公平にということの中で、グラフや判例などを参考にできたことは、それはそれでいいのですが、私としては、被害者が女性だったということ、加害者のした行為に対して量刑をどう科するかという方に重きが置か

れているように思われること、それはそれで裁判だということなのでしょうが、もう少し被害者の状態がどうだったかということについて、未遂か未遂でないかでかなり違うと思いますが、その辺が少し残りました。

(司会)

3番の方と4番の方の事案は内容的に難しかったと思うのですが、判決を御覧いただいて、自分達の議論が十分に反映されたと思われましたでしょうか。あるいは、判決を見てもまだ難しかったと思われましたでしょうか。

(4番)

文章が長かったのと、私は文章を読む速さが速くないので、読み通す時間があまりなかったです。しかし、私達が議論してきたことが書いてあるのがよく分かり、すごいなと思いました。

(司会)

判決宣告をする前に、もう少し判決文を読む時間が欲しかったという感じですか。

(4番)

はい。

(3番)

評議のときに裁判官の方が、裁判員は人を裁くのではなく罪を裁くのだと言われました。それが非常に参考になって、判決を読むとそれが十分に反映されていると感じました。

守秘義務について

(司会)

最後のテーマとなりますが、裁判員を経験していただいて、周りの方にいろいろ話されたこともあるかと思います。一方で、守秘義務ということも言われているのでもしかすると何をどこまで話してよいか周りの方に少し気を使われていることもあるかと思ったりもしますが、守秘義務という観点から何か困っていることやここは難しいと思われていることなどがありましたらお伺いしたいと思います。5番の方はいかがでしょうか。

(5番)

周りに話は少ししました。裁判のことは良い、私達が審理していることは駄目と言われたので、そのことに気を付けて話をしたつもりです。

(司会)

特に難しいとか御負担に思われたことはありませんか。

(5番)

はい。

(1番)

私自身は裁判員裁判に参加してきましたと何人かに話をした程度で、テレビで事件のことがニュースに流れたという程度しか話をしていません。私自身も仕事柄、技術的な守秘義務を結ぶということも多かったので、守秘義務に関しては苦痛には感じておりません。ただ、守秘義務ということに慣れていない方には少し難しいのではないのかなという感覚はあります。

これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会)

それでは、皆様には裁判員を経験していただいて、最初に感想も述べていただきましたが、これから裁判員となられる方に応援のメッセージ的なものがありましたら、お聴かせいただければと思います。

(1番)

裁判員になっていない方が普通に持つておられる感覚からすれば、それほど評議に関しては気負う必要はないと思います。評議がテーマから外れた方に行けば、裁判官の方から軌道修正は入りますし、考え方が発展しすぎて証拠から離れてしまうと、行き過ぎだよとの指摘もありますので、気軽にとすると語弊はありますが、普通に、気負わずに裁判員を務めていただければいいと思います。

(2番)

ほとんど1番の方と同じです。経験を積むということで、やり方については考えてもらわなければなりません、それも一つの経験になるよという形の中で、今日のような座談会にももう少し人数が集まることになればよいと思います。

(3番)

めったに経験できることではないので、選ばれたら心配せずに積極的に参加してほしいと思います。

(4番)

裁判員として、私達がいる理由は多分、一般の人にも分かりやすく、身近にするためだと思いますので、質問を積極的にしてほしいと思います。

(5番)

近所の方にも裁判員の用紙が来て、後々ノイローゼになったり、気分が悪くなったりするのではないかと心配した家族から断れと言われて断ったという話を聞きました。私の場合はいろんなことを経験したいタイプなので、深く考えずに裁判員の呼出に応じたのですが、その近所の人にも全く大丈夫であることを言いましたし、楽しいというと語弊がありますが、皆さん親切に教えていただけるし、大丈夫だと思います。

(司会)

それでは、これもちまして、意見交換会を終了します。ありがとうございました。お疲れさまでした。